

表題部所有者の登記のお知らせ

別紙に掲げる土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記（表題部所有者として登記すべき者の氏名又は名称及び住所）を行う予定ですので、お知らせします。

令和7年3月14日

鳥取地方法務局倉吉支局 登記官 釜谷和雄

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積 (㎡)
2701-2024-0002	東伯郡琴浦町大字八橋字平ヶ坂 7 7 7	原野	5 2
2701-2024-0003	東伯郡琴浦町大字八橋字七曲道東 2 7 9 4	墓地	7 6
2701-2024-0004	東伯郡琴浦町大字八橋字南田井東平 8 5 8	原野	7 ・ 0 5
2701-2024-0007	東伯郡琴浦町大字八橋字下勝見 1 0 0 5	原野	3 8
2701-2024-0009	東伯郡琴浦町大字八橋字上勝見 1 0 4 2	原野	1 1 0

表題部所有者の登記のお知らせ

別紙に掲げる土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を別紙⑤欄及び⑥欄のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和7年3月14日

鳥取地方法務局倉吉支局 登記官 釜谷和雄

①手続番号	②表題部所有者不明土地に係る所在事項	③地目	④地積 (㎡)	⑤抹消する登記事項 (表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項)	⑥登記すべき事項
2701-2024-0001	東伯郡琴浦町大字八橋字笠見平 6 1 6	原野	1 1 7	表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項	表題部所有者として登記すべき者が ない (令和元年法律第 1 5 号第 1 4 条第 1 項第 4 号イ)
2701-2024-0008	東伯郡琴浦町大字八橋字大灘 1 4 0	原野	9 ・ 2 9	表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項	表題部所有者として登記すべき者が ない (令和元年法律第 1 5 号第 1 4 条第 1 項第 4 号イ)